能登脳卒中地域連携協議会

生活期連携推進委員会規程

（名　称）

1. この委員会は生活期連携推進委員会（以下、委員会）と称する。

（目　的）

1. 委員会は能登脳卒中地域連携における生活期の問題点を指摘し、改善することを目的とする。

（組　織）

1. 委員会は下記のとおり組織する。（別紙；委員名簿）
2. 委員長
3. 委員（生活期を担う医療機関、介護保険事業所）
4. オブザーバー（会長・顧問）
5. 事務局脳パス委員（恵寿総合病院）
6. 事務局（恵寿総合病院）

＊必要に応じて委員の追加、変更を行う

（委員の選任）

1. 委員会には委員長、事務局を置く。

　　２　　委員長は第3条の委員の互選とする。

　　３　　委員の任期は、２年間とする。ただし、再任を防げない。

　　４　　前項の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の任期とする。

（委員会の開催）

1. 委員会は、３ヶ月に１回程度の定例委員会と、臨時委員会とする。

　　２　　委員長がこれを招集し、委員長が議長となる。

　　３　　臨時委員会は、必要時に委員長が招集する。

（委員以外の出席）

1. 委員長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求めて、その意見を聞くことができる。

（規程の改訂）

1. 本規程は、委員会の２分の１以上の同意が得られれば改訂することができる。

附則

　　本規程は、２０１６年５月２５日より施行する。